

平成29年度事業計画

大阪府及び市町村の都市・まちづくり行政と連携し、大阪府域における秩序ある良好な市街地の形成に寄与するため、市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりを推進するとともに、建設発生土等を有効活用した阪南港の埋め立て造成による「環境共生型のまちづくり」を進める。また、道路・河川敷等の公共用地を有効活用した駐車場運営事業及び河川敷を活用した賑わいづくりを進める。

【1】 公益目的事業

1 まちづくりコーディネート事業

(1) 土地区画整理事業等の支援に関する事業

ア 都市整備調査計画事業

幹線道路沿道や鉄道駅周辺・既成市街地等、計画的なまちづくりが求められる地域を対象に、府・市・町と連携し調査・計画立案をはじめ、まちづくりの合意形成、土地区画整理事業等の事業化の検討、さらには事業後のまち育て（エリアマネジメント）について専門的・技術的な立場から支援を行う。

事業区分	事業概要	代表的な対象地区
幹線道路沿道 まちづくり	幹線道路沿道での乱開発の抑制手法の検討、事業手法の検討 地元調整、面的整備 事業の計画立案等	新名神高速道路〔高槻市成合地区他〕 国道170号 〔八尾市服部川・郡川地区、 河内長野市上原・高向地区 他〕 国道309号〔松原市新堂4丁目地区他〕 第二京阪道路 〔交野市星田北地区、星田駅北地区 寝屋川市寝屋二丁目地区他〕
鉄道駅周辺・既成市街地 のまちづくり	鉄道駅周辺、既成市街地での事業手法の 検討、地元調整、面的 整備事業の計画立案 等	島本町JR島本駅西地区 熊取町熊取駅西地区 交野市星田駅北地区（再掲） 他
規制誘導策による まちづくり	地区計画、建築協定、 緑化協定、景観協定 等	四條畷市砂・薮屋地区 他
まち育ての支援 （エリアマネジメント）	くらし・すまいづくり のためのルール・ マナー等の策定支援	松原市天美東・北地区 八尾市曙川南地区 他
調査研究	まちづくりの立上げ、事業化のための手法検討、まち育てなど各段階における調査研究を行う。	

イ 土地区画整理支援事業

土地区画整理事業の実施地区を対象に、換地計画・設計、実施設計、工事積算及び土地区画整理組合の運営、事業全体のマネジメントなど、住民等の合意形成及び関係機関との調整を図りながら技術力とノウハウを活かした総合的な支援を行う。

事業区分	事業概要	対象地区
幹線沿道等の新市街地での土地地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶技術援助業務 ▶組合設立認可業務 ▶換地設計 ▶実施設計 ▶工事積算 	寝屋川市小路地区 枚方市・交野市茄子作南町地区 松原市天美東地区 八尾市曙川南地区 岸和田市岸和田丘陵地区 久御山町佐山地区
鉄道駅周辺、既成市街地等での土地地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶組合運営事務等 	寝屋川市打上・高塚地区 藤井寺市藤井寺駅周辺地区

(2) 密集市街地まちづくり活動支援事業

ア 密集市街地サポート助成

文化住宅等が密集する市街地において、災害の危険性が高い老朽建築物の除却や不燃性の高い建築物への建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、老朽建築物等所有者等を対象として、事業化の検討支援や助成を行う。

(ア) 建替え等相談支援

老朽建築物等の所有者を対象として、建替え等の検討に際し課題となっている事項について相談対応等の支援を行う。

(イ) 建替え検討支援

老朽建築物等の建て替えを検討する所有者を対象として、概略の建築計画・採算計画の作成等の支援を行う。

(ウ) 地元組織検討支援

老朽建築物等の所有者で組織する地元組織が、面的な事業化や規制・誘導方策を検討するために必要な費用の助成を行う。

(エ) 建替え不燃化支援（新規）

老朽化した文化住宅等を除却し、賃貸住宅に建替える文化住宅等所有者を対象として助成を行う。（住宅事業者は除く）

主な要件

- ①賃貸住宅は耐火又は準耐火構造の建築物であること。
- ②感震ブレーカーを設置していること。
- ③助成金は賃貸住宅の延べ面積1㎡当たり5,000円で100万円/件を限度とする。

(オ) 除却促進支援

老朽化した文化住宅等を除却し、跡地を空地として一定期間所有する土地所有者を対象に助成を行う。

(カ) 防災広場整備支援

老朽建築物の除却跡地を防災広場として整備するまちづくり協議会等を対象に助成を行う。

イ 密集市街地整備支援調査

市が密集市街地内の防災性の向上や居住環境の改善を図る上で重点的に面整備の事業化や老朽建築物等の建替え促進のための規制・誘導を検討している地区において、

市の要請に基づき整備基本構想案の作成等の調査を行う。

(3) まちづくり初動期活動支援事業

地域住民が主体となったまちづくり活動を行う団体を対象として、まちづくりの意識啓発からまちづくり構想等の作成など初動期活動に要する費用の一部の助成を行う。

ア はじめの一步助成

自主的な活動を始めているが、活動方針や活動内容が検討段階にある地域団体を対象として、先進地視察、講習会、勉強会等、まちづくりの意識啓発に繋がる経費の助成を行う。(10万円/地区を限度)

イ 初動期活動助成

地域団体によるまちづくり構想などの作成に要する経費の助成を行う。
(50万円/地区を限度)

(4) まちづくりアドバイザーの派遣

地域のまちづくり活動団体を対象として、専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、活動の支援を行う。(3万円/回、3回を限度)

(5) まちづくり事業化検討支援事業

地域のまちづくり活動団体から相談を受けた市町村が、土地区画整理事業や市街地開発事業等による整備が必要と認め事業化に向けた働きかけを進める地区等において、「まちづくり基本構想の作成」「事業化の検討」に関する支援を行う。

(6) まちづくりの普及啓発

ア 専門家等の登録と活用

まちづくりアドバイザーの登録、賛助会員の登録により専門家やノウハウを有する企業の協力を得て、地域住民等のまちづくり活動の支援を行う。

イ 情報の発信

センターの業務を広くPRするための「機関紙」22号を発行する。

また、まちづくり活動団体、まちづくりアドバイザー、賛助会員及び市町村のまちづくり関係課を対象に、まちづくりに関する定期的な情報提供としてニュースレターを発行する。

(7) 市町村職員技術研修の開催

ア 市町村職員を対象とする基礎的技術研修

市町村の主に若い世代の職員を対象に、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な技術研修を実施し、市町村職員の知識及び技術力の向上の支援を行う。

○開催予定回数：8回

○参加予定人数：1回の研修につき20人～50人程度

○研修の内容：橋梁の維持管理、地盤調査の基礎知識、舗装の設計・施工・補修など。

また、必要に応じて大阪府等とも連携しながら「講習会」等を行う。

イ 橋梁点検等に関する実地研修

市町村の職員を対象に、橋梁点検等に関する技術研修を点検作業の進捗に合わせて実地で実施し、人材の育成を図る。

(8) 市町村道路施設点検等支援事業

平成26年7月に道路法施行規則が改正され、道路管理者に橋梁等の道路施設について5年に1回、近接目視による全数監視が義務付けられた。

点検業務について、技術職員などが不足する府域の市町村から大阪府に支援の要請があり、これを受け、平成27年度からセンターがまちづくりの専門機関として、大阪府及び市町村と締結する「橋梁点検業務の支援に関する基本協定書」に基づき、点検作業の一括発注・施工監理、点検データの蓄積に加えて、実地研修を通して人材の育成を行うことにより市町村の支援を行う。

ア 業務内容

(ア) 橋梁点検業務の一括発注及び施工監理業務

府域の市町村から個別に受託した橋梁点検業務を専門業者に一括発注し、スケールメリットを生かしながら、橋梁点検作業の施工監理を行う。

(イ) 点検データの蓄積と活用

橋梁点検業務で生じた問題点などを府内の土木事務所単位に設置される地域維持管理プラットフォームの学識経験者等と協議し、橋梁点検業務の様々なデータ・ノウハウを蓄積する。

また、同プラットフォームのメンバーとデータ等を共有する。

(ウ) 市町村の職員を対象とする実地研修（再掲）

市町村の職員を対象に、橋梁点検等に関する技術研修を点検作業の進捗に合わせて実地で実施し、人材の育成を図る。

イ 支援の対象

大阪府域の地方公共団体で、支援を希望する市町村。

※市町村：大阪府域の43市町村のうち、政令指定都市の 大阪市、堺市及び自ら点検を実施する予定の市を除く市町村

ウ 団体数及び橋梁数

		平成29年度
市町村道路施設 点検等支援事業	団体数	23市町
	橋梁数	1,300橋

※23市町：

箕面市、豊能町、能勢町、茨木市、吹田市、摂津市

守口市、寝屋川市

藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町

泉大津市、和泉市、忠岡町、

岸和田市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町

2 環境共生型まちづくり事業

大阪府港湾局が岸和田市の沖合で進めている阪南港阪南2区整備事業に主体となって取り組み、建設発生土等のリサイクルによる埋立造成業務を進めるとともに、環境にやさしい魅力あるまちづくりを推進する。

(1) 埋立造成業務

ア 搬入計画量

建設発生土及び浚渫土砂を受け入れる。

建設発生土 35万トン

浚渫土砂 3.0万m³

イ 業務の内容

- (ア) 受入契約の締結及び搬入料金等の徴収・管理業務
- (イ) 検収業務
- (ウ) 埋立工事管理業務
- (エ) 環境保全対策業務

(2) まちづくり業務

人や環境にやさしい魅力あるまちづくりをめざし、まちづくり会の運営を通じ、大阪府港湾局、岸和田市と共に各種の調査、計画づくりに取り組む。

【2】収益事業等

1 駐車場運営事業

高架道路下や河川敷等の公共空地の占用許可等を受けて駐車場を整備・運営し、有効活用を図ることにより、違法駐車防止と地域住民等の利便性の向上を図る。

(1) 駐車場の状況

ア 自動車駐車場

事業内容	箇所数	収容台数
時間制駐車場	中之島他6ヵ所	271台
月極駐車場	豊田他26ヵ所	1,717台
計		1,988台

イ 自動二輪車駐車場

事業内容	箇所数	収容台数
時間制駐車場	中之島他1ヵ所	120台
月極駐車場	中野他11ヵ所	110台
計		230台

ウ 新規駐車場の開設

大阪府の平成28年度第3回道路高架下の占用許可申請者の公募で獲得した(仮称)江坂南駐車場を平成29年10月に開設する。

収容台数154台(乗用車93台・自動二輪車61台)

エ 公募対象

大阪府の公有地活用の民間開放により、江坂駐車場外8ヵ所583台が公募予定

(2) 駐車場の改良工事等

名称	所在地	区分	内容
北堀江駐車場	大阪市西区 北堀江	月極	改良工事(区画線書替等)
砂子谷駐車場	吹田市桃山台	月極	乗用車枠を自動二輪車枠へ変更
上新田駐車場	豊中市上新田	月極	南行き出口増設工事
〃	〃	月極	自動ゲート設置(新設)1基

中野駐車場	大阪市都島区 中野町	月極	自動ゲート設置（更新）1基
（仮称） 江坂南駐車場	吹田市江の木 町	時間制	L E D照明器具へ取替
中之島駐車場	大阪市北区 中之島	時間制	測量及び設計

2 河川敷の環境保全・魅力向上事業（河川賑わい空間創出事業）

大阪府が推進する水都大阪の再生に向けた河川賑わい空間創出事業に協力していく。

（1）堂島川賑わい空間創出事業

堂島川の堂島大橋から玉江橋間の左岸（延長 400m 区間）において、当センターは公的機関として河川占用できることから、河川敷を占用し、民間事業者が飲食店舗等を運営させるとともに、通路、広場等の維持管理を実施する。

《中之島バンクス》

所在地	大阪市北区中之島5丁目地先 旧淀（堂島）川左岸
事業面積	2,861.88 m ² （遊歩道部分） 936.22 m ² （建物部分）
民間事業者	（株）長古堂

（2）八軒家浜賑わい空間創出事業

八軒家浜は、河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域に指定（平成 23 年 7 月 15 日）されており、河川敷の恒常的かつ適正な利活用として天満八軒家駐車場を運営するとともに、周辺のイベント等で使用する備品の保管や八軒家浜の清掃を実施する。

《天満八軒家駐車場》

名称	事業内容	区分	収容台数
天満八軒家	時間制駐車場	乗用車	98台
		自動二輪車	34台
	月極駐車場	乗用車	16台
計			148台